平成 26 年 3 月 25 日

第 12682 号 (火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目	次
---	---

告 示 ○一般競争入札の落札者等	(医療対策課)	1	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 ( 同 ) <b>公 告</b>	4
○水産総合センターで生産するひらめ	う等の種苗の平成26		<ul><li>○土地区画整理組合の理事退任公告 (都市計画課)</li></ul>	5
年度配布予定数量、配布価格、配布	5予定期間及び配布		○土地区画整理組合の理事就任公告 ( 同 )	5
申請期間	(水 産 課)	1	正誤	
○県道の区域の変更	(道路整備課)	3	○平成24.1.10第12456号中	6
○県道の供用の開始	(同)	4	○平成25.12.17第12656号中	6
○景観保全型広告整備地区の指定	(都市計画課)	4		

告 示

#### 石川県告示第113号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につ き、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県立中央病院管理局経理課 金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 平成26年2月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 太平ビルサービス株式会社 金沢市南町2番1号
- 5 落札金額 75,168,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成26年1月17日

#### 石川県告示第114号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、 くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょ うの各種苗の平成26年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 志賀事業所生産分

#### 1 ひらめ

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考		
平均全長	100	00mm 350,000尾 1尾	250,000日	1尾 40円	1 日 40円	平成26年6月1日から	平成26年4月1日から	放流用
十岁至文	10011111		1 年 40円	同年7月31日まで	同年7月31日まで	以初用		
五十八月	00	1,000尺	1尾 80円	平成26年6月1日から	平成26年4月1日から	養殖用		
平均全長	80mm	80mm 1,000尾		同年7月31日まで	同年7月31日まで	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

## 2 くろだい

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
亚拉人目	FO	000,000 🗟	1尾 9円	平成26年8月1日から	平成26年4月1日から	放流用
平均全長	50mm	200,000尾		同年9月30日まで	同年9月30日まで	
亚抬人巨	50 2,000 H	1 ₩ 200	平成26年8月1日から	平成26年4月1日から	美砖田	
平均全長	50mm	3,000尾	1尾 30円	同年9月30日まで	同年9月30日まで	養殖用

# 3 あわび

敖	見格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考	
<b>北巨</b>	16 - 20mm	150 000/E	│ 1個 20円 │	平成26年9月1日から	平成26年4月1日から	放流用	
放文	$16 \sim 20$ mm	150,000個		同年10月31日まで	同年8月31日まで	双机用	
帮長	16 - 20mm	E 000/EE	1個 30円	平成26年9月1日から	平成26年4月1日から	美殖田	
放文	16 ∼ 20mm	16 ~ 20mm   5,000個		平成27年2月28日まで	平成27年2月28日まで	養殖用	

# 4 さざえ

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重 ′	7 g 内外	975 lra	1 kg 4,800円	平成26年9月1日から	平成26年4月1日から	放流用
(殻高30	mm内外)	875kg	1 kg 4,800FJ	同年10月31日まで	同年8月31日まで	双机用

# 5 あかがい

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
机巨	0 H1/N	400 000 Æ	1個 1四	平成26年8月1日から	平成26年4月1日から	
殼長	2 mm内外	400,000個	1個 1円	同年9月30日まで	同年9月30日まで	

# 6 とりがい

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
士爪 巨	00 HH	00 000 Æ	1.個 20日	平成26年7月1日から	平成26年4月1日から	<b>学</b> (古田
殼長	20mm内外	20,000個	1個 30円	同年8月31日まで	同年6月30日まで	養殖用

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

## 美川事業所生産分

## 1 あゆ

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
<b>从壬</b>	H	1 (00)	1 l 2 000 III	平成26年4月1日から	平成26年4月1日から	
体重	5 g 内外	1,600kg	1 kg 2,900円	同年7月31日まで	同年5月30日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格		配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
全長 50mm内	1 <i>[</i> 1]	4F 000 F	- 1   1   8   1	平成26年7月16日から	平成26年4月1日から	
全長 50㎜内	リクト	45,000尾		同年10月31日まで	同年9月30日まで	
<b>庄</b>	魚 440kg	1.1. 000	平成26年4月1日から	平成26年4月1日から		
成 魚		無 440kg	1 kg 800円	同年12月15日まで	同年11月15日まで	

#### 2 にしきごい

規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
人目「	-0 HH	F 000 F	1 🖯 10 🖽	平成26年7月16日から	平成26年4月1日から	
全長 5	50mm内外	5,000尾	1尾 18円	同年10月31日まで	同年9月30日まで	

#### 3 やまめ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
発 眼 卵 1	100000华士	1,0004 1,000円	平成26年11月4日から	平成26年9月1日から	
	100,000粒	1,000粒 1,800円	同年12月15日まで	同年11月15日まで	
<b>4</b>	±₹ 11 15 45,000 F	1 日 10田	平成26年4月1日から	平成26年4月1日から	
体重 1.1 ~ 1.5 g	45,000尾	1尾 12円	同年5月30日まで	同年5月10日まで	

## 4 かじか

芨	格格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
<b>化壬</b>	02 - 02 ~	14000₽	1 艮 19田	平成26年7月1日から	平成26年4月1日から	
体重	$0.2 \sim 0.3 \mathrm{g}$	14,000尾	1尾 12円	同年8月29日まで	同年7月31日まで	
<b>化壬</b>	02 - 05 ~	26,000 ₹	1 2 15 1	平成26年8月1日から	平成26年4月1日から	
体重	$0.3 \sim 0.5 \mathrm{g}$	36,000尾	1尾 15円	同年10月31日まで	同年9月30日まで	

# 5 ほんもろこ

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
発 眼 卵	100,000粒	1,000粒 400円	平成26年5月1日から	平成26年4月1日から	
発 眼 卵	100,000 <u>4v</u>	1,000松 400円	同年6月13日まで	同年5月31日まで	
全長 30㎜内外	150.000尾	1日 9日	平成26年7月1日から	平成26年4月1日から	
主文 3000000000	150,000毛	1尾 2円	同年9月30日まで	同年8月31日まで	
拉加田如布	401	1 l 2 000FT	平成26年9月1日から	平成26年7月1日から	
採卵用親魚	40kg	1 kg 2,000円	平成27年3月13日まで	平成27年2月15日まで	

## 6 どじょう

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
<b>◇E 15カ</b> Ы	100,000尺	1,000 € 2,000 ⊞	平成26年6月16日から	平成26年4月1日から	
全長 15㎜内外	100,000尾	1,000尾 3,000円	同年8月29日まで	同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

## 石川県告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、平成26年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

吸 始 夕			道	路		の	X	域		関係図面の
路線名	変	更	0)	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
莇谷津幡線	河北郡津幡町	「字津帽	≸ル53番	₹2 地先	から		IΒ	7.34 ~ 12.44	144.6	津幡土木事務所
即行伴階級	河北郡津幡町	「字津帽	番ヌ15番	が地先ま	で		新	12.00 ~ 16.30	144.6	華

#### 石川県告示第116号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成26年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の
			縦覧場所
	河北郡津幡町字津幡ル53番2地先から		津幡土木
莇谷津幡線	河北郡津幡町字津幡ヌ15番地先まで	平成26年3月27日	事 務 所
	1.24日和佐祖出 1.1七祖 2.10日 267日 2.		維持管理課

#### 石川県告示第117号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第1項の規定により、同項に規定する景観保全型広告 整備地区を次のとおり指定し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称 白山ろく国道157号等沿線景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域

道 路 名	区間	区域 (道路境界線から)
一般国道157号	白山市白山町411番地先から	両側100メートル以内
一阪国担137万	白山市瀬戸午之部77番1地先まで	画側100メートル以内
. 如豆 洋260 早	白山市瀬戸未之部15番1地先から	
一般国道360号 	白山市瀬戸卯之部43番4地先まで	"

#### 石川県告示第118号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第2項の規定により、景観保全型広告整備地区の指定 (平成26年石川県告示第117号。以下「告示」という。) により指定した白山ろく国道157号等沿線景観保全型広告整備 地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方 針」という。)を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成26年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本路線は、白山麓地域を縦貫する主要幹線道路として、地域住民の生活のみならず広域交流を支える重要な役割 を担っている。また、沿線地域には、霊峰白山や手取峡谷などの自然と伝統的な山村集落が織りなす美しい景観が 数多く残されており、「白山手取川ジオパーク」として、景観の保全と活用に向けた取組が進められている。

本路線沿線の優れた景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、改修等に係る掲出量、色彩等の規制を行 うこととする。

#### 2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県 規則第38号)別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基準
	色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1
	を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以
	外の色相の場合は彩度8以下とすること。
	表示面積 (1住所等当たり)
自家用広告物	1 15平方メートル以内とすること。
	2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある
	場合は、一の事業所等とみなし、1によること。
	高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。
	表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。
	色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3
	分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、
	それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。
	設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。
	表示面積 (広告物等1基当たり)
案内誘導広告物	1 1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内
	とすること。
	2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、
	若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。
	(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。
	(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。
	高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。

#### 公 告

#### 土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任 した旨の届出があった。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市粟津駅西土地区画整理組合 退任した理事

	氏	名		住	所	退任年月日
内	藤	美	希	小松市沖町レ92番地		平成25年12月3日

#### 土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任 した旨の届出があった。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市粟津駅西土地区画整理組合 就任した理事

6

	氏	名		住	听	就任年月日
折	戸	武	司	小松市符津町ウ93番地 1		平成26年2月24日

正誤

平成24年1月10日発行の石川県公報第12456号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
3	石川県告示第13号	(1) 立木の伐採の方法	(1) 立木の伐採の方法
		変更しない。	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
			イ 主伐として伐採をすることがで
			きる立木は、当該立木の所在する
			市町村に係る市町村森林整備計画
			で定める標準伐期齢以上のものと
			する。
			ウ 間伐に係る森林は、次のとおり
			とする。

平成25年12月17日発行の石川県公報第12656号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
2	石川県告示第500号	白山市口直海乙1の2	白山市河内町口直海乙1の2

(1箇月2,350円送料とも)